

## 山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年6月28日(金) 13時30分～15時00分
- 2 場 所 山梨県庁 防災新館407会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委 員) 石井 信行(議長)、雨宮千鶴子、内海 仁美、菊地 淑人、河野 暢子、佐々木幸一、佐野 正秀、  
實川 和子、山畑 信博、依田 智子、若狭 美穂子  
  
(事務局) 景観づくり推進室長、景観づくり推進室員(6名)
- 4 傍聴者等の数0名 報道関係者の数1名
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 景観づくり推進室長あいさつ
  - (3) 事務局員の紹介
  - (4) 景観審議会の概要
  - (5) 会長あいさつ
  - (6) 議事
    - ①山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定について
    - ②富士河口湖町における景観保全型広告規制地区の追加指定について
    - ③その他
  - (7) 閉会
- 6 審議会概要
  - 議事  
会議録のとおり

【屋外広告物とは？】

(事務局)

(「屋外広告物とは？」説明)

(委員)

許可期間満了に伴う除却とは、広告板のみの除却でよいのでしょうか。それとも、構造物自体も除却するのでしょうか。

(事務局)

条例上では、許可を受けている掲出物件すべての除却を求めています。構造物も含めて除却対象です。

【議事１：山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定について（諮問案件１）】

(事務局)

(議事１「山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定について」説明)

(委員)

経過措置について、新規で屋外広告物を設置する場合、従前の基準で設置可となっている。これは、許可地域での基準で設置が可能ということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。許可期間３年間は、従前の第２種許可地域の基準でよいが、３年後には禁止地域の基準に切り替わってしまうので、基準に合ったものに変えていただくことになります。

(委員)

堅ろうなものは、６年間は従前の基準で建てられるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

堅ろうなものとはどのように定義されているのでしょうか。

(事務局)

申請書を提出していただく際に、建築基準法の確認を受けているものについては堅ろうなものとして取り扱っています。

(委員)

例えば４m未満で、建築基準法の確認を受けていないものは堅ろうなものではないということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

現状、禁止地域に指定することで、不適合となるものはあるのでしょうか。

(事務局)

現状、こちらで把握している限りではありません。

(委員)

道路から展望できる範囲５００mを禁止地域とするとしていますが、５００mの根拠はなんですか。

(事務局)

昭和42年に当時の建設省から、東名高速道路と中央自動車道の供用を控えた段階で、自動車の円滑安全な高速交通及び、周辺的美観確保の見地から、道路端両側500mの範囲を禁止地域にする必要があると通知を頂いており、これに基づいて、山梨県でも高速自動車道については両側500mを規制の幅としています。

(委員)

高速自動車道では平場を走っている場合や、高架を走っている場合があるが、高くても、低くても規制範囲は変わらないのでしょうか。

(事務局)

はい。変わりません。

(委員)

この区間は何割くらいがトンネルになるのでしょうか。

(事務局)

詳しく何割という数字は把握していませんが、5割程度はトンネル区間となっています。

(委員)

トンネル区間も規制の範囲内なのでしょうか。

(事務局)

トンネル区間も規制範囲となりますが、トンネル区間は見えないので、例えば、坑口であれば坑口の上部などの見える範囲500mが実質の規制範囲となります。

(委員)

規制は全体にかけているということでしょうか。

(事務局)

はい。規制図としては切れ目なく規制をかけています。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

## 【議事2：富士河口湖町における景観保全型広告規制地区の追加指定について（諮問案件2）】

(事務局)

（議事2「富士河口湖町における景観保全型広告規制地区の追加指定について」説明）

(委員)

経過措置について質問です。適法な屋外広告物で表示内容を変える場合において、議事1の中部横断自動車道では、経過措置期間中は、従前の基準で存置が可能で、経過措置期間後は、新しい基準に合致させる必要があるとのことでした。これに対して、景観保全型は、新しい基準に合致させる必要があるとのことでしたが、この違いの理由は何でしょうか。

(事務局)

中部横断自動車道については、経過措置に関して山梨県屋外広告物条例第10条で定められています。第10条では、例えば、許可地域が禁止地域になった場合は、3年間の経過措置を設けるなどと定められています。景観保全型広告規制地区の経過措置に関しては、第10条の2で規定があり、経過措置の規定が中部横断自動車道と景観保全型広告規制地区で違った規定となっています。

(委員)

中部横断自動車道と富士河口湖町の船津小海線で指定しようとしている目的が違うからということでしょうか。

(事務局)

同じように地域の指定を行います。景観保全型広告規制地区は、第7条の3において地域指定をしていますが、中部横断自動車道では高速道路に関わらず、第6条で禁止地域を指定するものとなっており、種類が違うものとなっています。

(委員)

道路端両側30mの根拠は何でしょうか。また、既に景観保全型広告規制地区に指定されている部分について、30m～100mの範囲となっていますが、これはなぜですか。

(事務局)

まず、今回指定する道路端両側30mの根拠ですが、今回指定する部分については、既に景観保全型広告規制地区に指定されている部分の延長ということもあり、統一的な路線として考えます。また、沿道が宅地化されている状況から、商業施設が進出しても小規模なものであると考えられるため、道路端両側30mとしています。続いて、道路端30mと100mの違いですが、都市計画法で富士北麓都市計画地域の用途地域が指定されており、用途地域の違いにより看板の規制が緩い箇所があります。その箇所については範囲を100mとしています。

(委員)

今回指定する部分の今の基準はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

現状は、第1種許可地域となっています。

(委員)

公告縦覧による意見がありました。説明会には何名参加し、周知の効果はどうだったのでしょうか。

(事務局)

説明会の参加者はいらっしゃいませんでした。しかし、説明会前に富士河口湖町に対して、説明会の内容について問い合わせがありました。

(委員)

基準に合致していない看板を建ててしまった場合の指導についてはどのように行っているのでしょうか。

(事務局)

基本的に屋外広告業者は、看板を建てる際の基準を承知しているはずですが、県では屋外広告物セミナーや講習会を開くなどして周知を行っています。また、屋外広告業者が県内で業務を行うにあっては、屋外広告業の登録を行っていただくことになっています。

(委員)

既存の看板についても規制の対象となるのでしょうか。

(議長)

いつ建てられたかにもよりますが、表示の内容を変更する場合は基準に合わせる必要があります。

(委員)

経過措置について、既存の看板の表示内容を変えない限りは設置が可能ということですが、経年劣化で色彩が落ちている看板について、表示内容を変えないけども、板面を新しくすることは可能なのでしょうか。まったく新しいものを古いものと取り換える場合です。

(事務局)

古くなったものを新品にするということで、同じ表示内容、同じ色、同じ形であれば可能です。

(委員)

上から同じ柄を貼るのは、よいのでしょうか。

(事務局)

貼る場合も、同じ表示内容、同じ色、同じ形であれば可能です。

(委員)

表示内容を変えることは、変更になるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

一文字変えるということも、変更になるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

色彩について、会社のロゴで3色以上使っている場合や彩度が高い場合は、看板に表示できないということでしょうか。

(議長)

そのとおりです。

(委員)

表示しようとする場合は、コンビニエンスストアで会社のロゴを茶色で表示しているものがありますが、そのようにするというのでしょうか。

(議長)

そのとおりです。

(委員)

色彩で使える色の基準はどのようになっているのでしょうか。カラーチャートみたいなものはあるのでしょうか。

(事務局)

色彩については、使用できる色数は3色以下、最大面積の明度は2以上8以下、彩度は6以下といった基準となっています。

(委員)

明度、彩度が基準を満たしていれば、色相は大丈夫ということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

既に建物に付いている看板については、そのまま設置できるということでしょうか。

(事務局)

表示内容が変わってしまうのであれば、新しい基準に合わせる必要があります。

(委員)

新たに設置もできるということでしょうか。

(事務局)

新しい基準を満たしており、許可を受けていれば設置することができます。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

### 【議事3：その他について】

(委員)

最初に説明があった「屋外広告物とは」の中で、許可申請の流れについて説明がありましたが、更新をする際に点検の項目が入っていますが、点検基準、点検項目はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

4月から条例化されているもので、同時に安全点検指針を策定しています。この安全点検指針は、国交省から示された指針を基に作成していますが、基本的には目視、打診等を基本としています。この点検を行ったので安全という意味ではなく、危険な兆候を把握してもらう意味があります。また、点検報告書の点検項目の内容についても建物の中ではなく、アンカーボルトなど、外観から見える範囲の点検項目となっています。

(委員)

点検報告書の点検項目に基づいて点検を行い、更新申請の際に点検報告書を一緒に提出すれば、更新ができるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

安全点検について、すでに施行されていますが、4月から6月で問題等ありましたでしょうか。

(事務局)

問題等の報告は、現在ありません。

(委員)

甲府駅前で派手なラッピングバスが見受けられました。ラッピングバスなどのデザインについて基準はあるのでしょうか。

(事務局)

ラッピングの許可基準では、バス、電車にあたっては、1車両につき表示面積の合計が底部を除いて3/10以下となっていますが、デザインの基準はありません。

(委員)

デザインの審査を行う第三者機関等がありますか。

(事務局)

ありません。

(委員)

第三者機関がデザインの審査を行っている自治体もあります。全面広告の車両もあるので、山梨県でもデザインの基準等を設けるなど考えてみてはどうでしょうか。

(事務局)

参考にさせていただきます。

(議長)

以上で議事を終了します。

以上で閉会。